

神奈川県高等学校就職問題検討会議申し合わせについて

申し合わせ事項

平成23年度については、推薦開始日からは1人1社の応募・推薦とするが、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認める。

平成23年3月16日申し合わせ

確認事項

1. 複数応募可否の確認

(1) 求人申込みをする際、事業主は複数応募についての可否を申し出ることとする。

2. 複数応募・推薦の方法（9月中に採否の確認が取れていない場合）

(1) 9月5日から9月30日までの応募・推薦に係る採否が9月30日までに
出していない場合、10月1日以降もう1社応募・推薦ができる。
(2) 10月1日以降A・Bの2社に応募・推薦し、うち1社から選考結果の連絡があった場合は次のとおりとする。
A 社内定・B社連絡待ち
B社の連絡を待ち、2社とも内定の場合はA社・B社のいずれかを選択する。
A社不採用・B社連絡待ち
C社に応募・推薦できるものとする。

3. 内定の承諾（2社から内定を得た場合）

(1) 生徒は2社の内定を得た場合は、2社目の内定の確認後3日以内に就職先を決定し、内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。